

国立大学法人大分大学客員研究員規程

平成18年1月18日制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における学術研究を推進するため、法人において研究活動に従事する役員及び職員以外の研究者（外国人及び教育学部附属教育実践総合センターの客員研究員は除く。以下「客員研究員」という。）の受入れについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局のうち、事務局を除く部局をいう。

2 この規程において「部局長」とは、前項に規定する部局を掌理する者をいう。

(受入資格)

第3条 客員研究員として受け入れることができる者は、法人の研究に関連する分野において相当の研究業績を有する次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 研究機関において研究に従事している者
- (2) 大学等の高等教育機関において教育研究に従事している者
- (3) その他の研究者で博士の学位を有する者又は同等の能力を有する者

(受入申請)

第4条 客員研究員を受け入れようとする教員は、部局長に申請するものとする。

2 部局長は、教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会の議を経て学長に申請するものとする。

3 前二項の申請は、客員研究員受入調書（様式第1号）を添付して行うものとする。

(受入承認)

第5条 学長は、法人の教育又は研究に支障がない場合、受入れを承認することができる。

2 学長は、客員研究員の受入れを承認したときは、客員研究員受入通知書（様式第2号）により部局長に通知する。

3 客員研究員として受け入れた者には、国立大学法人大分大学客員研究員証（様式第3号）を交付する。

(受入期間)

第6条 客員研究員の受入期間は、1月以上1年以内とする。ただし、必要がある場合は受入期間を延長することができる。

2 前項ただし書による期間延長は、部局長の申請に基づき学長が決定する。

3 前項の申請は、客員研究員受入期間延長申請書（様式第4号）により行うものとする。

(施設等の使用)

第7条 客員研究員には、研究活動に必要な法人の施設、設備等を法人の教育又は研究に支障のない範囲で使用させることができる。

(経費の負担)

第8条 客員研究員の受入れ及び研究等に必要な経費は、受け入れる部局の負担とする。

(終了証明書の交付)

第9条 客員研究員の受入期間が満了した場合において、当該研究員から請求があったときは、学長は、当該研究等の終了を証明することができる。

- 2 前項の申請は、部局長を通じて客員研究員研究終了証明書交付申請書（様式第5号）により行うものとする。
- 3 学長は、前項の申請に基づき、客員研究員研究終了証明書（様式第6号）により研究の終了を証明する。

（待遇）

第10条 法人は、客員研究員に、給与を支給しない。なお、寄附金等の外部資金をもって旅費及び滞在費の全部又は一部を支出することができる。

（事故等による傷病等の治療等）

第11条 客員研究員が研究従事中に発生した事故により傷病等の治療を要する場合は、法人に重大な過失、設備等に瑕疵がある場合を除き、その費用は客員研究員が負担するものとする。

（内部規則の遵守）

第12条 客員研究員は、法人の内部規則を遵守しなければならない。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、客員研究員について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年規程第1号）

この規程は、平成18年1月18日から施行する。

附 則（平成20年規程第44号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第35号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第15号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

客員研究員受入調書

(フリガナ) 氏 名			性 別	男・女
生 年 月 日 (年齢)		年 月 日 ()		
所属機関・職名				
住 所				
最 終 学 歴				
学 位				
職 歴				
主な研究業績				
受 入 内 容	受 入 期 間			
	受 入 教 員 所属又は主 担当部局・ 氏名			
	研 究 題 目			
備 考				

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（部局長） 殿

国立大学法人大分大学長 印

客員研究員受入通知書

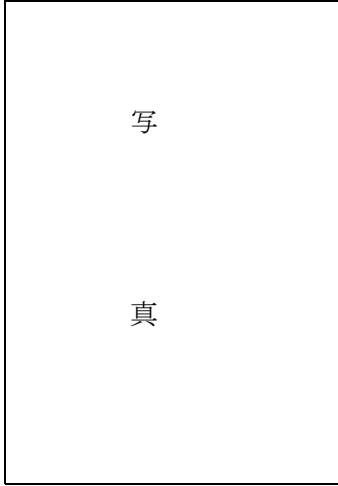
年 月 日付け申請のあった客員研究員の受入れについて、下記の者の受入れを承認する。

記

客員研究員氏名

No.

国立大学法人大分大学客員研究員証



氏 名

学 部

受 入 教 員

所属又は主担当部局・氏名

有 効 期 間

この者は、国立大学法人大分大学の
客員研究員であることを証明する。

年 月 日

国立大学法人大分大学長

印

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

学部長 印

客員研究員受入期間延長申請書

客員研究員の受入期間について、下記のとおり延長したいので、承認願います。

記

（フリガナ） 氏 名	
受入予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
受入延長期間	年 月 日から 年 月 日まで
受入教員 所属又は 主担当部 局・氏名	
延長理由	

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

氏 名

客員研究員研究終了証明書交付申請書

このたび、下記のとおり研究が終了しましたので、終了証明書の交付をお願いいたします。

記

氏 名	
受入教員 所属又は主担当 部局・氏名	
受入期間	年 月 日から 年 月 日まで
研究題目	
終了証明書の 使用目的	
終了証明書の 提出先	

客員研究員研究終了証明書

氏 名
(生年月日)

この者は に関し
年 月 日から 年 月 日まで客員研究員として国立大
学法人大分大学において研究活動に従事し、研究を終了したことを証明する。

年 月 日

国立大学法人大分大学長 印